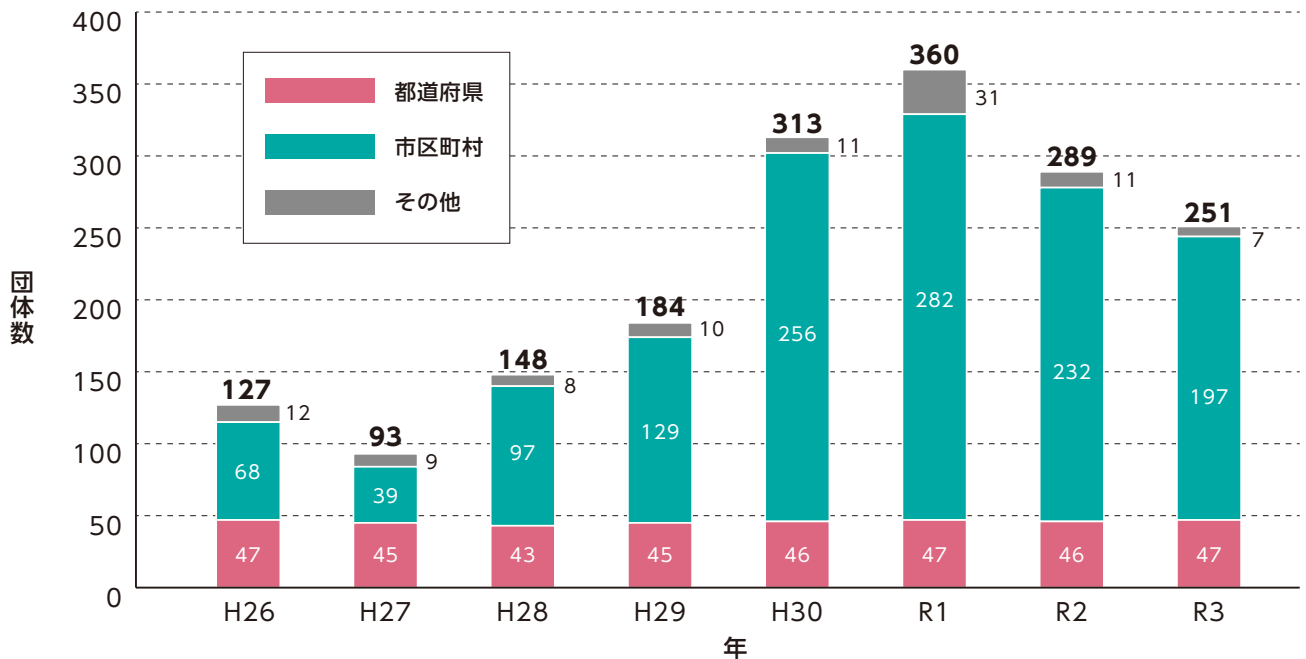




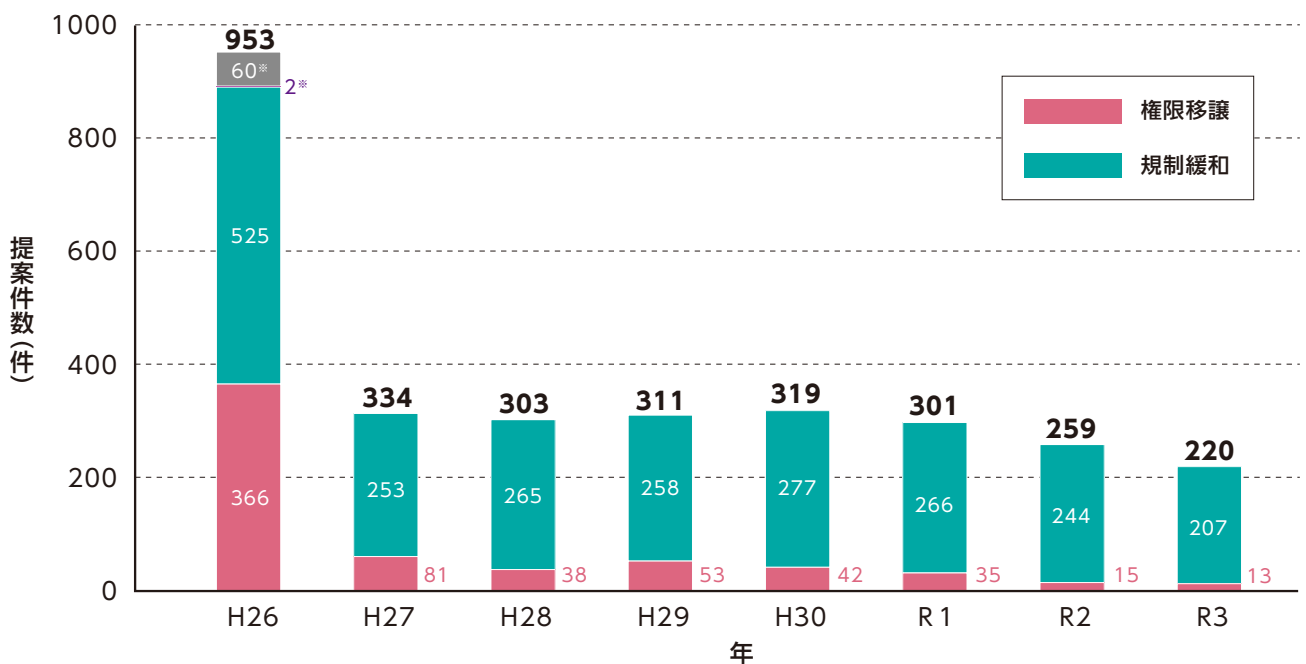
## 地方分権改革・提案募集方式に関するこれまでの実績

平成26年に提案募集方式が導入されて以来、地方公共団体等から3,000件以上の提案を受け付けています。これまで、各府省に検討要請を行ったもののうち、約8割の提案が実現・対応に至っています。

### 1. 提案団体数、提案の主体



### 2. 提案件数、提案の区分



※平成26年は、「関連する見直し」2件、「対象外」60件を別計上している。平成27年度以降の件数は、「対象外」を含む。

### 3. 提案の分野

	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
土地利 用 (農地除く)	95	10%	22	7%	24	8%	14	5%	20	6%	14	5%	5	2%	15	7%
農業・農地	147	15%	39	12%	28	9%	28	9%	23	7%	13	4%	26	10%	18	8%
医療・福祉	202	21%	85	25%	93	31%	115	37%	106	33%	99	33%	90	35%	62	28%
雇用・労働	43	5%	7	2%	1	0%	3	1%	3	1%	4	1%	2	1%	3	1%
教育・文化	46	5%	29	9%	17	6%	20	6%	16	5%	21	7%	18	7%	13	6%
環境・衛生	80	8%	29	9%	19	6%	15	5%	28	9%	17	6%	18	7%	29	13%
産業振興	109	11%	26	8%	23	8%	9	3%	12	4%	9	3%	7	3%	6	3%
消防・防災・安全	20	2%	18	5%	16	5%	14	5%	24	8%	20	7%	10	4%	7	3%
土木・建築	88	9%	21	6%	20	7%	25	8%	15	5%	18	6%	23	9%	10	5%
運輸・交通	40	4%	11	3%	13	4%	19	6%	15	5%	12	4%	1	0%	3	1%
その他	83	9%	47	14%	49	16%	49	16%	57	18%	74	25%	59	23%	54	25%
<b>合計</b>	<b>953</b>		<b>334</b>		<b>303</b>		<b>311</b>		<b>319</b>		<b>301</b>		<b>259</b>		<b>220</b>	

### 4. 対応状況

(件数)

年	提案件数	関係省庁と調整を行ったもの					実現・対応の割合 c/e
		提案の趣旨を踏まえ対応 a	現行規定で対応可能 b	小計 c=a+b	実現できなかったもの d	合計 e=c+d	
平成26年	953	263	78	341	194	535	63.7%
平成27年	334	124	42	166	62	228	72.8%
平成28年	303	116	34	150	46	196	76.5%
平成29年	311	157	29	186	21	207	89.9%
平成30年	319	145	23	168	20	188	89.4%
令和元年	301	140	20	160	18	178	89.9%
令和2年	259	142	15	157	11	168	93.5%
令和3年	220	145	2	147	13	160	91.9%
<b>計</b>	<b>3,000</b>	<b>1,232</b>	<b>243</b>	<b>1,475</b>	<b>385</b>	<b>1,860</b>	<b>79.3%</b>

※合計は、関係府省における予算編成過程での検討を求めるもの等を除く、内閣府と関係府省との間で調整を行った提案に係る件数

## 5. 都道府県・市区町村別の提案数

### 平成26年～令和3年 地方公共団体からの提案状況(提案団体類型別)

<各年度ベース>

団体	年度							
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
都道府県 (47団体)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	43 (91.5%)	45 (95.7%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)	46 (97.9%)	47 (100.0%)
政令指定都市 (20団体)	13 (65.0%)	9 (45.0%)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	13 (65.0%)	12 (60.0%)	18 (90.0%)	19 (95.0%)
中核市 (60団体*)	9 (15.0%)	7 (11.7%)	11 (18.3%)	12 (20.0%)	18 (30.0%)	25 (41.7%)	20 (33.3%)	24 (40.0%)
一般市 (712団体)	41 (5.8%)	18 (2.5%)	36 (5.1%)	54 (7.6%)	130 (18.3%)	126 (17.7%)	108 (15.2%)	75 (10.5%)
特別区 (23団体)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)
町村 (926団体*)	5 (0.5%)	5 (0.5%)	18 (2.0%)	30 (3.2%)	72 (7.8%)	96 (10.4%)	63 (6.8%)	56 (6.0%)
市区町村計 (1,741団体)	68 (3.9%)	39 (2.2%)	97 (5.6%)	129 (7.4%)	256 (14.7%)	282 (16.2%)	232 (13.3%)	197 (11.3%)

<累計ベース>

団体	年度							
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
都道府県 (47団体)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)
政令指定都市 (20団体)	13 (65.0%)	14 (70.0%)	14 (70.0%)	15 (75.0%)	16 (80.0%)	16 (80.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)
中核市 (60団体*)	9 (15.0%)	13 (21.7%)	17 (28.3%)	19 (31.7%)	31 (51.7%)	38 (63.3%)	44 (73.3%)	47 (78.3%)
一般市 (712団体)	41 (5.8%)	51 (7.1%)	77 (10.8%)	113 (15.8%)	200 (28.1%)	254 (35.7%)	292 (41.1%)	312 (43.8%)
特別区 (23団体)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)	23 (100.0%)
町村 (926団体*)	5 (0.5%)	10 (1.1%)	27 (2.9%)	53 (5.7%)	99 (10.7%)	167 (18.0%)	200 (21.6%)	222 (24.0%)
市区町村計 (1,741団体)	68 (3.9%)	88 (5.0%)	158 (9.0%)	223 (12.8%)	369 (21.2%)	498 (28.6%)	578 (33.2%)	624 (35.8%)

※ 団体数は令和2年4月現在。平成27年以前の一般市には特例市を含む。平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・特別区にそれぞれ計上。

### 平成26年～令和3年 都道府県別の提案実績のある市区町村割合

都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を 行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①	都道府県名	市区町村数 ①	過去に提案を 行った市区町村数 ②	提案割合 ②/①
北海道	179	16	8.9%	滋賀県	19	5	26.3%
青森県	40	34	85.0%	京都府	26	23	88.5%
岩手県	33	27	81.8%	大阪府	43	15	34.9%
宮城県	35	3	8.6%	兵庫県	41	31	75.6%
秋田県	25	20	80.0%	奈良県	39	4	10.3%
山形県	35	25	71.4%	和歌山県	30	10	33.3%
福島県	59	22	37.3%	鳥取県	19	4	21.1%
茨城県	44	24	54.5%	島根県	19	4	21.1%
栃木県	25	7	28.0%	岡山県	27	5	18.5%
群馬県	35	28	80.0%	広島県	23	6	26.1%
埼玉県	63	48	76.2%	山口県	19	4	21.1%
千葉県	54	13	24.1%	徳島県	24	2	8.3%
東京都	62	27	43.5%	香川県	17	3	17.6%
神奈川県	33	26	78.8%	愛媛県	20	20	100.0%
新潟県	30	11	36.7%	高知県	34	7	20.6%
富山県	15	5	33.3%	福岡県	60	8	13.3%
石川県	19	10	52.6%	佐賀県	20	1	5.0%
福井県	17	2	11.8%	長崎県	21	3	14.3%
山梨県	27	14	51.9%	熊本県	45	5	11.1%
長野県	77	15	19.5%	大分県	18	18	100.0%
岐阜県	42	8	19.0%	宮崎県	26	2	7.6%
静岡県	35	31	88.6%	鹿児島県	43	4	9.3%
愛知県	54	13	24.1%	沖縄県	41	6	14.6%
三重県	29	5	17.2%	<b>合計</b>	<b>1,741</b>	<b>624</b>	<b>35.8%</b>

※ 特別区長会の構成団体(23区)は、市区町村数に計上

## 6. 都道府県別の提案団体数と提案数

平成26年～令和3年 都道府県別の提案団体数

都道府県名	提案団体数															
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	1	3	0	2	0	3	1	0	0	1	1	6	0	2	1	5
青森県	1	0	0	0	1	0	1	1	1	6	1	33	1	1	1	1
岩手県	1	2	1	0	1	0	1	4	1	18	1	12	1	5	1	10
宮城県	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1
秋田県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	13	1	11	1	11	1	12
山形県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	15	1	17	1	21
福島県	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21	1	0	1	1
茨城県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	1	0	1	0	1	1
栃木県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	5
群馬県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0	1	17	1	25
埼玉県	1	3	1	1	1	3	1	1	1	13	1	33	1	38	1	6
千葉県	1	4	1	2	1	1	1	3	1	5	1	3	1	3	1	1
東京都	1	3	1	1	1	26	0	25	1	24	1	24	1	24	1	24
神奈川県	1	3	1	4	1	5	1	2	1	22	1	16	1	10	1	6
新潟県	1	5	1	1	1	2	1	3	1	3	1	2	1	1	1	1
富山県	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	1	2
石川県	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	8	1	2
福井県	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨県	1	0	1	0	1	2	1	14	1	14	1	0	1	3	1	0
長野県	1	2	1	0	1	0	1	2	1	1	1	0	1	13	1	2
岐阜県	1	1	1	3	1	2	1	3	1	1	1	2	1	0	1	0
静岡県	1	2	1	0	1	1	1	3	1	18	1	26	1	5	1	2
愛知県	1	3	1	2	1	1	1	5	1	2	1	2	1	8	1	7
三重県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	0	1	0	1	3
滋賀県	1	2	1	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0
京都府	1	4	1	1	1	1	1	3	1	23	1	2	1	2	1	1
大阪府	1	3	1	2	1	4	1	4	1	8	1	6	1	5	1	6
兵庫県	1	2	1	2	1	7	1	6	1	14	1	6	1	14	1	15
奈良県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	2	1	1
和歌山県	1	2	1	0	1	0	1	9	1	0	1	0	1	0	1	0
鳥取県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	1	3	1	0	1	0
島根県	1	0	1	1	1	0	1	2	1	0	1	1	1	2	1	0
岡山県	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2
広島県	1	3	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1	1	3
山口県	1	2	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0
徳島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	1	0
香川県	1	1	1	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0
愛媛県	1	2	1	2	1	20	1	4	1	19	1	19	1	20	1	18
高知県	1	0	1	0	1	1	1	0	1	0	1	6	1	0	1	1
福岡県	1	0	1	1	1	0	1	3	1	0	1	0	1	4	1	3
佐賀県	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
長崎県	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	2
熊本県	1	2	1	2	1	0	1	3	1	1	1	1	1	2	1	1
大分県	1	2	1	1	1	2	1	18	1	5	1	18	1	2	1	1
宮崎県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	2
鹿児島県	1	0	1	0	1	0	1	0	1	3	1	1	1	1	1	0
沖縄県	1	0	1	0	0	0	1	0	1	3	1	1	1	0	1	2
合計	47	68	45	39	43	97	45	129	46	256	47	282	46	232	47	197

※平成28年から九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にそれぞれ計上。

平成26年～令和3年 都道府県別の提案数

都道府県名	提案団体数															
	H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	2	3	0	4	0	4	1	0	0	1	1	11	0	2	1	7
青森県	2	0	0	0	1	0	2	1	4	10	7	45	2	2	3	1
岩手県	4	3	1	0	3	0	3	6	2	21	8	51	6	19	6	14
宮城県	4	3	4	0	9	1	17	1	6	0	8	1	11	0	14	2
秋田県	4	0	2	0	2	1	2	0	9	64	13	51	11	38	4	12
山形県	3	0	2	0	0	0	3	0	2	0	3	36	1	17	1	21
福島県	9	3	2	1	5	2	2	2	11	2	5	34	15	0	20	3
茨城県	3	1	3	1	3	1	1	2	8	24	8	0	11	0	9	2
栃木県	2	2	8	3	13	2	3	1	12	0	9	0	20	2	6	8
群馬県	6	0	3	0	3	0	3	0	13	1	7	0	15	53	8	68
埼玉県	78	16	11	4	8	4	7	2	9	48	9	57	9	43	9	19
千葉県	2	4	1	4	3	2	4	5	8	6	5	4	8	4	2	2
東京都	2	8	2	2	2	7	0	50	2	95	1	71	1	169	2	29
神奈川県	135	23	8	13	2	8	3	5	13	37	12	50	8	24	3	19
新潟県	7	18	10	2	3	7	3	5	13	3	5	4	16	1	8	1
富山県	2	4	9	2	4	2	2	1	1	2	1	1	1	5	1	2
石川県	3	3	2	0	1	0	1	1	1	1	2	0	2	8	2	3
福井県	6	1	4	4	1	0	0	1	2	1	1	3	1	1	2	4
山梨県	6	0	2	0	2	2	1	28	7	42	4	0	9	3	1	0
長野県	7	4	4	0	4	0	5	2	8	1	6	0	8	13	12	2
岐阜県	7	3	3	12	5	5	2	6	4	3	2	3	3	0	4	0
静岡県	6	8	1	0	4	1	2	3	1	25	2	37	6	7	3	6
愛知県	41	17	10	6	6	4	5	8	5	3	7	8	4	15	4	15
三重県	11	0	4	0	5	0	5	0	6	2	5	0	6	0	5	3
滋賀県	3	5	60	3	69	0	57	1	20	0	21	1	11	1	16	0
京都府	59	7	62	20	43	33	83	69	30	51	23	15	9	21	14	13
大阪府	85	8	54	6	46	32	43	70	26	31	22	45	14	22	10	25
兵庫県	110	8	100	2	83	14	101	34	45	39	29	40	22	50	24	41
奈良県	6	0	3	0	2	1	6	0	4	0	4	1	2	2	1	1
和歌山県	39	2	80	0	72	0	95	9	36	0	27	0	17	0	21	0
鳥取県	69	0	77	0	77	0	77	0	51	2	28	7	21	0	18	0
島根県	1	0	2	1	2	0	2	4	1	0	4	4	6	2	1	0
岡山県	11	7	2	3	6	3	3	1	4	1	6	3	3	2	6	4
広島県	26	8	7	0	15	13	16	8	13	6	10	8	12	4	7	14
山口県	4	8	4	1	5	0	5	0	1	1	1	1	1	0	3	0
徳島県	105	0	99	0	59	0	86	0	40	1	32	1	19	0	27	0
香川県	3	2	16	1	1	2	2	0	1	1	7	0	8	2	5	0
愛媛県	22	10	17	4	6	120	4	6	11	83	10	75	11	99	12	75
高知県	2	0	12	0	1	1	2	0	9	0	9	6	22	0	9	2
福岡県	4	0	0	1	0	0	17	3	14	0	14	0	14	4	8	4
佐賀県	8	2	2	0	0	0	17	0	14	0	14	0	13	0	8	0
長崎県	49	0	12	0	0	1	17	3	14	1	14	0	13	2	8	3
熊本県	14	3	0	2	2	0	17	6	14	9	14	8	13	10	9	6
大分県	9	7	0	1	0	4	18	35	14	5	14	101	13	2	8	1
宮崎県	5	0	0	0	1	0	18	0	14	1	14	1	13	4	8	2
鹿児島県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	13	1	8	0
沖縄県	7	0	0	0	0	0	17	0	14	3	14	1	15	0	8	2
合計	1,000	201	705	103	579	277	797	379	551	630	476	786	459	654	369	436

※各年の提案件数の合計は、共同提案について、提案団体ごとに集計。

7. これまで提案のあった市区町村一覧 (624団体/平成26年~令和3年)

(赤字は令和3年に初めて提案した団体(46団体))

<北海道>	岩手町 札幌市 旭川市 釧路市 苫小牧市 芦別市 恵庭市 北広島市 当別町 新篠津村 今金町 島牧村 厚真町 安平町 むかわ町 標津町	白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 南相馬市 本宮市 川俣町 大玉村 鏡石町 天栄村 南会津町 猪苗代町 玉川村 平田町 浅川町 三春町 小野町 広野町	甘楽町 長野原町 草津町 高山村 東吾妻町 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 明和町 千代田町 邑楽町	鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 南房総市 山武市 いすみ市 酒々井町 栄町	村上市 燕市 妙高市 上越市 魚沼市 聖籠町	浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 七尾市 裾野市 湖西市 伊豆市 菊川市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 森町	京丹後市 木津川市 大山崎町 久御山町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 南山城村 京丹波町 伊根町 与謝野町	御坊市 田辺市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町 九度山町 湯浅町 有田川町 鳥取市 米子市 北栄町 江府町	香美市 大豊町 佐川町 栲原町 北九州市 福岡市 直方市 田川市 小都市 太宰府市 岡垣町 添田町 佐賀市 長崎市 佐世保市 大村市 熊本市 山鹿市 合志市 長洲町 山都町 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 姫島村 日出町 九重町 玖珠町 宮崎市 延岡市 鹿儿岛市 阿久根市 霧島市 志布志市 伊佐市 那覇市 宜野湾市 沖縄市 うるま市 南城市 金武町																																																
<宮城県>	仙台市 東松島市 川崎町	<茨城県>	水戸市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 滑川町 小川町 鳩山町 ときがわ町 皆野町 小鹿野町 美里町 神川町 上里町 寄居町	<東京都>	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 八王子市 三鷹市 青梅市 狛江市	<富山県>	富山市 高岡市 滑川市 南砺市 立山町	<石川県>	金沢市 七尾市 加賀市 白山市 野々市市 川北町 津幡町 内灘町 志賀町 中能登町	<福井県>	福井市 大野市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村	<長野県>	飯田市 須坂市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 長和町 原村 天龍村 泰阜村 豊丘村 筑北村 山ノ内町 飯綱町	<岐阜県>	岐阜市 高山市 多治見市 中津川市 羽島市 各務原市 瑞穂市 本巢市 静岡市	<静岡県>	静岡市	<愛知県>	名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 春日井市 豊川市 豊田市 安城市 蒲郡市 新城市 大府市 知多市 田原市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 長和町 原村 天龍村 泰阜村 豊丘村 筑北村 山ノ内町 飯綱町	<三重県>	名張市 東員町 菰野町 朝日町 川越町	<滋賀県>	近江八幡市 草津市 野洲市 高島市 東近江市 京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市	<京都府>	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市	<大阪府>	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 守口市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 箕面市 高石市 東大阪市 熊取町 神戶市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 伊丹市 豊岡市 加古川市 宝籠市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 今治市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 多可町 稲美町 播磨町 神戸町 太子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	<兵庫県>	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 伊丹市 豊岡市 加古川市 宝籠市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 今治市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 多可町 稲美町 播磨町 神戸町 太子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	<奈良県>	五條市 生駒市 三宅町 野迫川村	<和歌山県>	和歌山市 橋本市	<徳島県>	徳島市 美波町	<香川県>	高松市 丸亀市 三豊市	<愛媛県>	松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	<高知県>	高知市 安芸市 四万十市																
<青森県>	青森市 弘前市 黒石市 八戸市 五所川原市 三沢市 むつ市 つがる市 平川市 平内町 今別町 蓬田村 鱒ヶ沢町 深浦町 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町 中泊町 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 おいらせ町 東通村 風間浦村 三戸町 五戸町 南部町 階上町 新郷村	<秋田県>	横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 涌上市 大仙市 北秋田市 仙北市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 三種町 五城目町 井川町 大瀧村 美郷町 羽後町 東成瀬村	<山形県>	山形市 米沢市 鶴岡市 新庄市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 河北町 西川町 朝日町 大江町 大石田町 最上町 舟形町 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 栗石町 葛巻町	<岩手県>	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 二戸市 八幡平市 奥州市 滝沢市 栗石町 葛巻町	<福島県>	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市	<群馬県>	前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 綾岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 神流町 下仁田町	<栃木県>	宇都宮市 栃木市 佐野市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 高根沢町	<茨城県>	水戸市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 滑川町 小川町 鳩山町 ときがわ町 皆野町 小鹿野町 美里町 神川町 上里町 寄居町	<東京都>	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 八王子市 三鷹市 青梅市 狛江市	<神奈川県>	横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 寒川町 中井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 湯河原町	<新潟県>	新潟市 長岡市 三条市 加茂市 見附市	<富山県>	富山市 高岡市 滑川市 南砺市 立山町	<石川県>	金沢市 七尾市 加賀市 白山市 野々市市 川北町 津幡町 内灘町 志賀町 中能登町	<福井県>	福井市 大野市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村	<長野県>	飯田市 須坂市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 長和町 原村 天龍村 泰阜村 豊丘村 筑北村 山ノ内町 飯綱町	<岐阜県>	岐阜市 高山市 多治見市 中津川市 羽島市 各務原市 瑞穂市 本巢市 静岡市	<静岡県>	静岡市	<愛知県>	名古屋市 豊橋市 一宮市 半田市 春日井市 豊川市 豊田市 安城市 蒲郡市 新城市 大府市 知多市 田原市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 長和町 原村 天龍村 泰阜村 豊丘村 筑北村 山ノ内町 飯綱町	<三重県>	名張市 東員町 菰野町 朝日町 川越町	<滋賀県>	近江八幡市 草津市 野洲市 高島市 東近江市 京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市	<京都府>	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 宮津市 亀岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市	<大阪府>	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 守口市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 箕面市 高石市 東大阪市 熊取町 神戶市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 伊丹市 豊岡市 加古川市 宝籠市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 今治市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 多可町 稲美町 播磨町 神戸町 太子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	<兵庫県>	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 伊丹市 豊岡市 加古川市 宝籠市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 今治市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 たつの市 多可町 稲美町 播磨町 神戸町 太子町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	<奈良県>	五條市 生駒市 三宅町 野迫川村	<和歌山県>	和歌山市 橋本市	<徳島県>	徳島市 美波町	<香川県>	高松市 丸亀市 三豊市	<愛媛県>	松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	<高知県>	高知市 安芸市 四万十市

## 8

## 地方分権改革・提案募集方式でよく使う用語の解説

## ● 地方分権改革に関する用語

地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、権限移譲や規制緩和を推進することで、国は、本来果たすべき役割を重点的に担うとともに、住民に身近な行政は、できる限り、地方公共団体が担えるようにする取組である。

権限移譲		国から地方公共団体、又は広域自治体(都道府県)から基礎自治体(市町村)に対して事務・権限を移譲させること。
	手挙げ方式	主に国から地方への権限移譲において、全国一律の移譲が難しい場合に、希望する地方公共団体に選択的に移譲すること。
規制緩和		地方公共団体に対して法律等で課されている義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しのこと。
	義務付け・枠付け	地方公共団体に対して、条例による自主的な決定又は補正を認めずに、事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)を義務付けること。
	必置規制	国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関の設置を義務付けること。
<p>第1次地方分権改革において、国と地方の関係を「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと転換させるために、機関委任事務を廃止したことで、地方公共団体の事務は以下の二つに分類される。</p>		
自治事務		地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの。
法定受託事務		国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。

## ● 提案募集方式に関する用語

簡易相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、事前相談に至る前段階で、電話、メール等で相談内容が対象となるかなどを内閣府に相談すること。受付期間は通年。
事前相談	提案を行おうとする地方公共団体等が、提案事項について事前に内閣府に相談し、提案内容を充実させる取組。提案の前に必ず行うこととしている。首長の了解は不要で、受付期間は例年2月中下旬～5月中旬。
提案	事前相談を経て、地方公共団体等が地方分権改革(権限移譲・規制緩和)に関する提案を行うこと。首長の了解が必要であり、受付期間は例年2月中下旬～6月上旬。

<p><b>共同提案</b></p>	<p>複数の地方公共団体等が共同で提案を行うこと。複数の支障事例や制度改正による効果が示されることで、地方にとって実効性のある制度改正等につなげることが期待できる。</p>
<p><b>追加共同提案</b></p>	<p>上記の「共同提案」とは別に、提案を受け付けた後に、内閣府が各地方公共団体等に対し提案内容を示し、「追加共同提案」の意向や支障事例等の補強に関する照会を更に行い、提案実現の後押しを行うこと。受付期間は例年6月上旬～6月中下旬。</p>
<p><b>重点募集テーマ</b></p>	<p>類似する制度改正等を一括して検討するため、令和2年から設定したもの。重点募集テーマは毎年検討し、2月の地方分権改革有識者会議にて決定される。</p>
<p><b>地方分権改革有識者会議</b></p>	<p>地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、平成25年4月5日に内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定により開催が決定された会議。現在は通常年4回開催し、提案の取扱い等についても審議を行っている。</p>
<p><b>提案募集 検討専門部会</b></p>	<p>主に重点事項とされた提案の検討・整理を行うため、地方分権改革有識者会議が開催している専門部会。行政法をはじめとする専門家から構成される。</p>
<p><b>重点事項</b></p>	<p>毎年内閣府で受け付けた提案の中で、特に重要と考えられる提案として地方分権改革有識者会議において決定されるもの。時宜にかなったテーマ（例えば、地方創生、デジタル化に資するもの）やこれまでの地方分権改革の取組を加速・強化するもの、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むものなど様々な要素を勘案の上、決定される。重点事項となった提案は、提案募集検討専門部会が中心となって各府省へのヒアリング等を行い、その実現に向け調整を進めていく。</p>
<p><b>計画策定等に関する ワーキング グループ</b></p>	<p>地方公共団体に対する一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけのあり方について、地方の自主性及び自立性を高める観点から検討を行うワーキンググループ。</p>
<p><b>地方からの提案等に関する対応方針</b></p>	<p>受け付けた提案の対応方針について、内閣府が関係府省と調整を行い、地方分権改革有識者会議の調査審議を経て、例年、年末までに地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行うもの。</p>
<p><b>地方分権一括法</b></p>	<p>平成26年から導入した提案募集方式における地方公共団体からの提案等を踏まえた「地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、所要の法整備を行うもの。</p>



### ● 施設・公物管理基準を条例委任する場合の基準分類に関する用語

施設・公物管理基準については、地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しにおいて、これまで法令により全国一律に定められていた基準を条例に委任すること等を行っている。

条例へ委任する場合における条例制定の基準については、現行法令では次の3類型がある。

<p><b>参酌すべき基準</b></p>	<p>十分参照しなければならない基準。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる（「参照する行為」は行わなければならない）。</p>
<p><b>標準</b></p>	<p>通常よるべき基準。法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる（「標準」と異なる内容については合理的な理由がなければならない）。</p>
<p><b>従うべき基準</b></p>	<p>必ず適合しなければならない基準。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。</p>

### ● 法令体系に関する用語

<p><b>法律</b></p>	<p>国会の議決を経て制定され、権利の制限、義務を課す等の最も重要な事項が定められている（例：～法、～に関する法律）。</p>
<p><b>政令</b></p>	<p>内閣が閣議決定を経て制定する命令であり、法律に基づく具体的な基準や手続、実施方法等が定められている（例：～法施行令）。</p>
<p><b>府省令</b></p>	<p>内閣総理大臣（内閣府令の場合）や各省大臣（省令の場合）が制定する命令であり、法律や政令の内容を更に具体化する基準や手続、実施方法等が定められている（例：～法施行規則、～に関する基準）。</p>
<p><b>告示</b></p>	<p>内閣総理大臣や各省大臣、委員会や庁の長官が制定し、法令の内容の詳細や基準、分析方法など技術的なルールが定められている。法律、政令、府省令、告示は制定時に官報に掲載される。</p>
<p><b>通知</b></p>	<p>特定の相手に対して、一定の事実、処分又は意思を知らせることをさす（例 国→都道府県、都道府県→事業者）。国から地方に対して発せられる文書の形式の名称として用いられる場合は、地方公共団体の事務に関する情報提供や、技術的助言（地方自治法245条の4、地方公務員法59条）をするものである場合が多い。</p>
<p><b>通達</b></p>	<p>講学上、上位の機関が下位の機関に対して行う命令又は示達をいい、国の場合は各大臣、各委員会及び各庁の長官が、所管の機関及び職員に対して行うものをいう。</p>
<p><b>要綱・要領</b></p>	<p>事務処理を進めていくための行政内部の指針が定められている。上記の「通知」「通達」のいずれの場合もありうる。</p>